

# パン・パシフィック外国債券オープン

追加型投信/海外/債券

※投資信託は元本が保証された商品ではありません。  
お申込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

作成日 2016年1月15日

## 「パン・パシフィック外国債券オープン」第147期分配金のお知らせ

平素は、「パン・パシフィック外国債券オープン」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、第147期決算(2016年1月)を迎えるにあたり、当期の分配金額(1万口当たり、税引前、以下同様)を、前期の70円から50円に引き下げること致しましたことをご報告申し上げます。

当社では、基準価額水準、市況動向やファンドの収益状況等を総合的に勘案し、今回の分配金額を決定しました。一方、当ファンドの設定後の基準価額は、一時調整する局面もありましたが、設定来騰落率+104.78%(2016年1月15日現在、税引前分配金再投資ベース)と、堅調に推移しています。

今後の運用につきましては、従来同様の運用方針に基づき、環太平洋先進諸国(アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国)の国債等を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行ってまいります。

引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額および純資産総額の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。信託報酬率は後記の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

分配金額(1万口当たり、税引前)の推移

第1期～第2期 03年11月～12月	第3期～第4期 04年1月～2月	第5期～第14期 04年3月～12月	第15期～第21期 05年1月～7月	第22期～第26期 05年8月～12月	第27期～第37期 06年1月～11月	
33円	35円	40円	45円	50円	55円	
第38期～第44期 06年12月～07年6月	第45期～第49期 07年7月～11月	第50期～第96期 07年12月～11年10月	第97期～第113期 11年11月～13年3月	第114期～第146期 13年4月～15年12月	第147期 16年1月	設定来累計
60円	70円	80円	60円	70円	50円	9,616円

※分配金額は、各決算期において、委託会社が収益分配方針に基づき決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

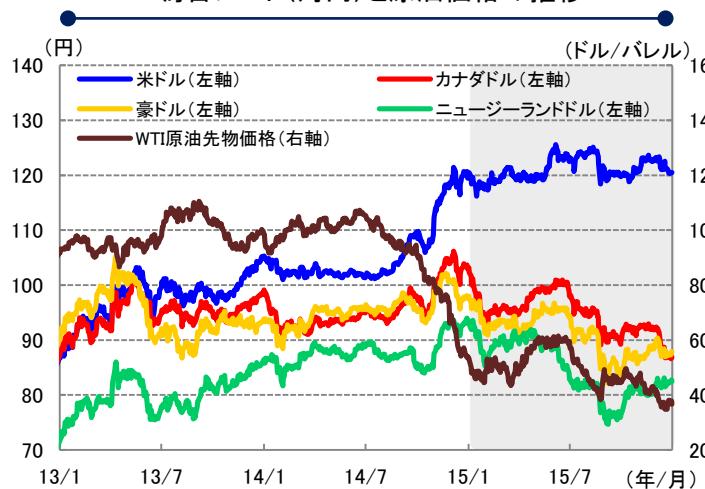
## 分配金額引き下げの理由について

足元では、投資対象通貨のうち、カナダドル、豪ドル、ニュージーランドドルが対円で弱含み、また安定的な収益源である債券のインカム収益も以前と比べ低水準での推移が続いていること等から、これらを総合的に勘案し、分配金額を引き下げました。

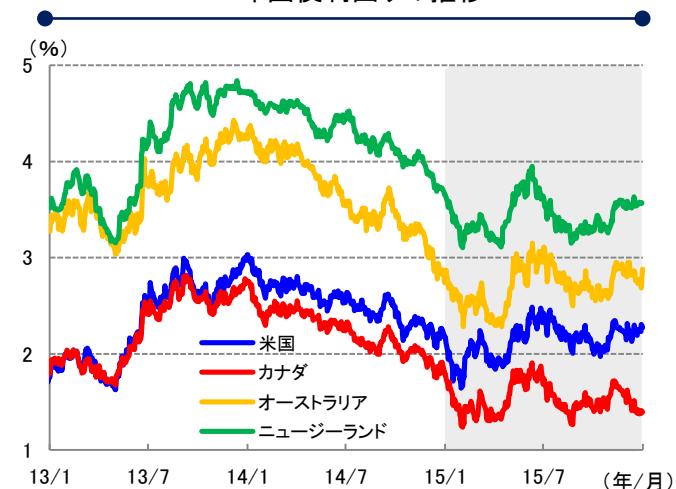
当ファンドは2003年8月29日に運用を開始し、その後、毎月分配を継続してまいりました。設定後は、収益分配方針に基づき分配金額を数回にわたり変更した後、2013年4月の第114期決算以降は70円の分配金額をお支払いしてまいりました。

しかしながら、足元では、投資対象4カ国の低金利環境が続くなか、投資対象通貨のうち、カナダドル、豪ドル、ニュージーランドドルの対円での下落に伴う為替市場要因のマイナスを主因として当ファンドの基準価額は下落し、また安定的な収益源である債券のインカム収益(円換算ベース)も以前と比べ低水準で推移しました。(次項につづく)

為替レート(対円)と原油価格の推移



10年国債利回りの推移



出所 : Bloombergより明治安田アセットマネジメント作成 期間 : 2013年1月初～2015年12月末

基準価額の変動要因(過去1年間:2014年12月30日～2015年12月30日)

期間	2014年12月30日		2015年12月30日		騰落額	
	基準価額	8,740	基準価額	7,429	騰落額	-1,311
基準価額騰落額(前月末比)	-345	34	-57	8	23	-234
①為替市場要因	-485	129	-9	128	111	-119
②キャピタル収益(債券市場要因)	180	-50	-7	-78	-47	-74
③インカム収益(債券市場要因)	37	32	38	35	34	38
④収益分配金	-70	-70	-70	-70	-70	-70
⑤信託報酬等	-7	-7	-9	-7	-6	-9
基準価額騰落額(前月末比)	-99	-313	-192	76	-27	-185
①為替市場要因	-100	-275	-143	159	80	-122
②キャピタル収益(債券市場要因)	43	2	-5	-38	-64	-18
③インカム収益(債券市場要因)	36	35	32	32	33	32
④収益分配金	-70	-70	-70	-70	-70	-840
⑤信託報酬等	-7	-6	-6	-6	-7	-83

\*基準価額の変動要因(為替市場要因、債券市場要因(キャピタル収益、インカム収益)、収益分配金、信託報酬等)月次ベース、1万口当たり税引前を上記期間で累計して算出。要因分析の結果は当社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考え下さい。

※上記はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記の予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。

## 分配金額引き下げの理由について(つづき)

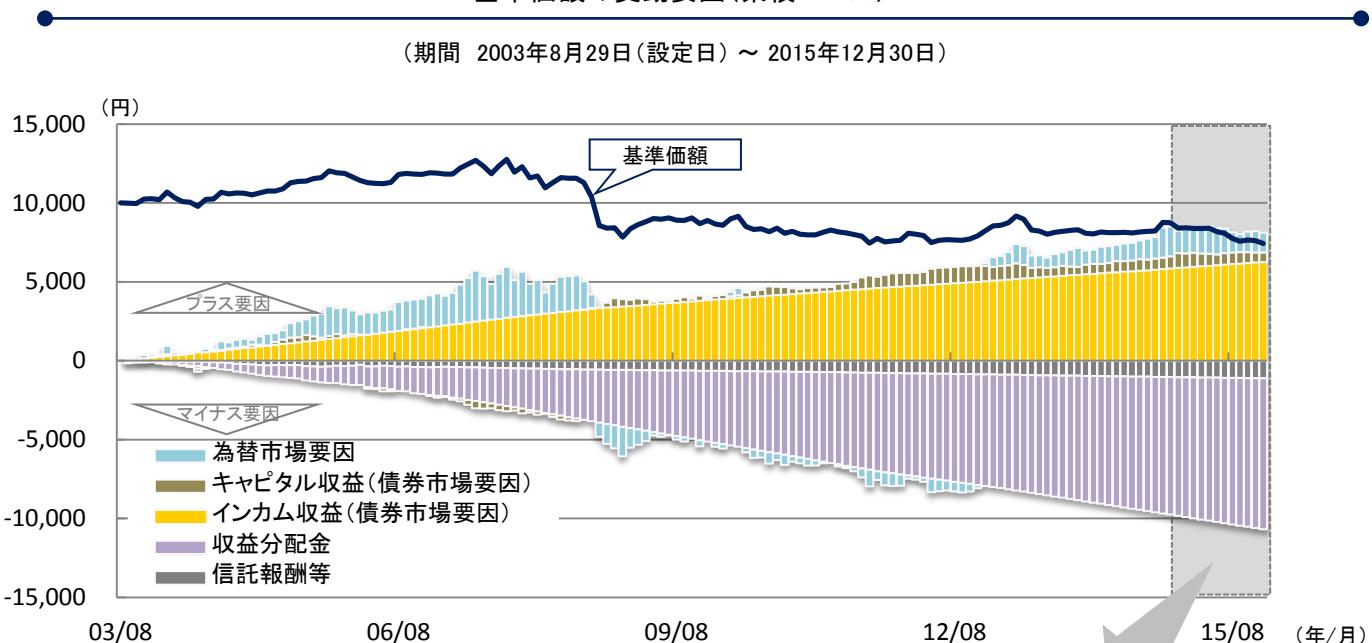
当ファンドのこれまでの基準価額の変動要因をみると、債券市場要因の安定したインカム収益の積み上げが当ファンドのパフォーマンスを下支えしてきたことがわかります。

しかしながら、ここ数年来、投資対象4ヵ国の債券から得られるインカム収益の低下傾向が続き、決算期中のインカム収益を超える額を過去の蓄積等(分配準備積立金等)から充当してまいりました。

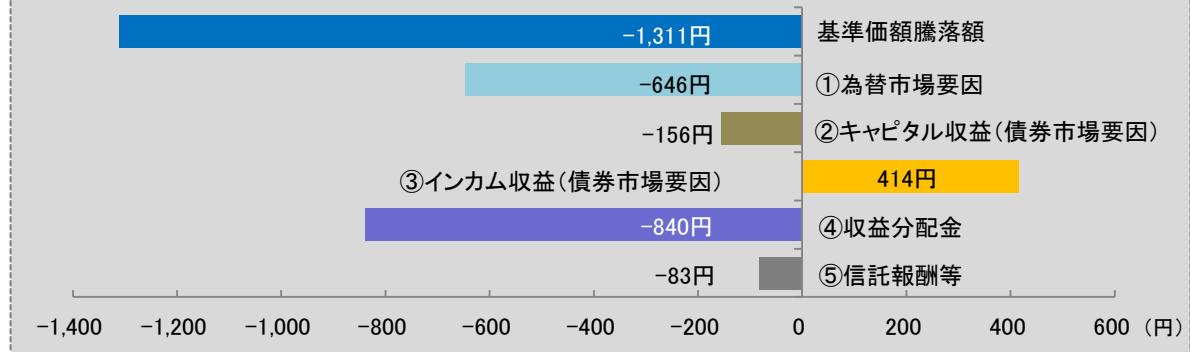
このような収益状況等を総合的に勘案し、今後も安定した収益の確保と、信託財産の成長を目指す運用を行うべく、第147期決算(2016年1月)の分配金額を、前期の70円から50円へ引き下げることと致しました。

今回の分配金額の引き下げは、一段の基準価額下落の抑制と、今後の安定した収益の確保に寄与するものと思われます。なお、分配金は預貯金の利息と異なり投資信託の純資産から支払われますので、分配金(税引前)と分配落ち後基準価額の合計は分配金の額にかかわらず同額となります。(次項ご参照)

基準価額の変動要因(累積ベース)



(過去1年間:2014年12月31日～2015年12月31日)



\*基準価額の変動要因(為替市場要因、債券市場要因(キャピタル収益、インカム収益)、収益分配金、信託報酬等)月次ベース、1万口当たり税引前を上記期間で累計して算出。要因分析の結果は当社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考え下さい。

\*上記はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記の予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。

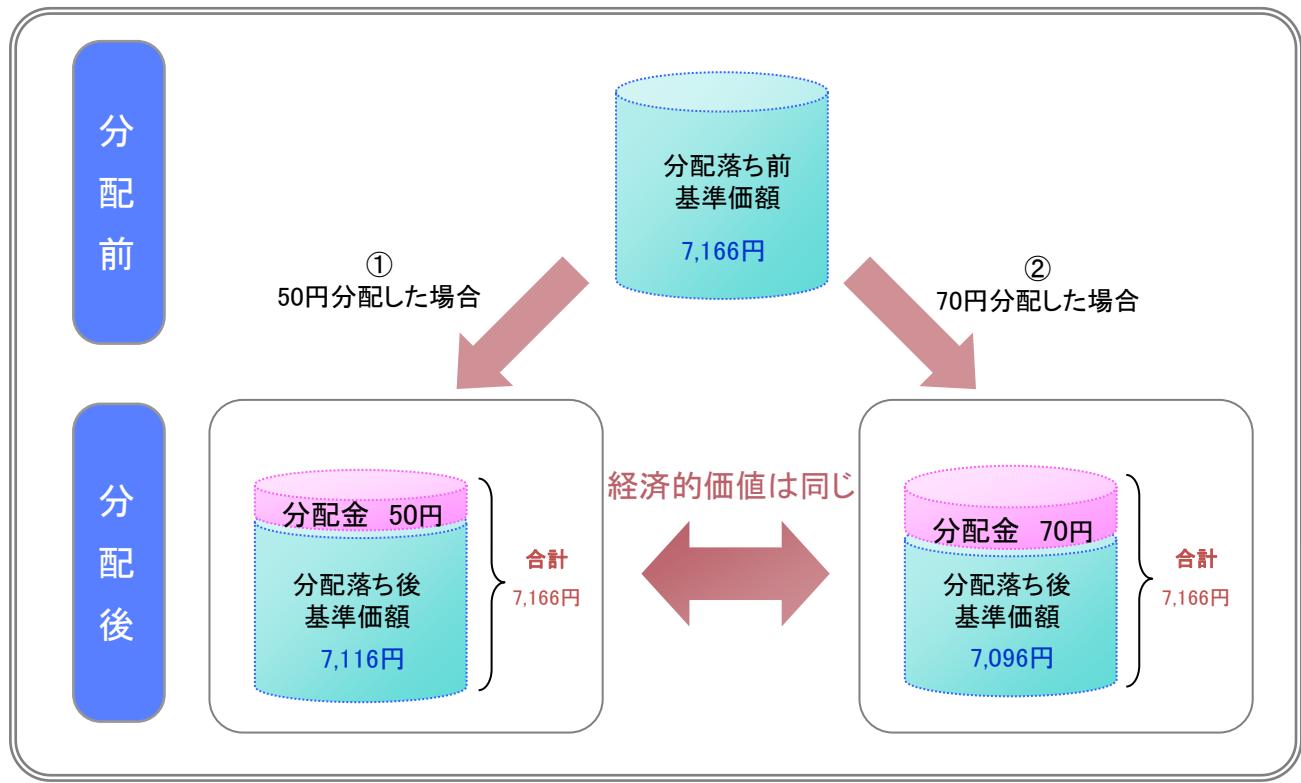
## 分配金額を引き下げた場合の基準価額について

分配金(税引前)と分配落ち後基準価額の合計は分配金の額にかかわらず同額となります。

分配金はファンドの運用成果の一部として決算日に信託財産の中から、受益者の皆さんにお支払いするものです。したがって決算日に分配金を支払った場合には、それに応じて基準価額が変わります。

つまり、今回分配金額を前期に対し20円引き下げましたが、この引き下げ相当分はファンド内に留保され、分配落ち後の基準価額は分配金額を引き下げない場合と比べ20円高くなります。

分配金と分配落ち後の基準価額の合計を下図の①、②のケースで比較すると、分配落ち前の基準価額と変わりません。即ち、①と②のケースの経済的価値は同じであり、①のケースは、お受取りになる分配金が少なくなる反面、基準価額は高めになります。一方、②のケースは、お受取りになる分配金が多めとなる反面、基準価額は低めになります。



※基準価額の数値は2016年1月15日決算の数値を使用しています。9ページ記載の「収益分配金に関する留意事項」もあわせてご覧ください。  
※分配金は、1万口当たり、税引前の金額で表示しています。税金による影響は考慮しておりません。

## 当ファンドの分配方針について

分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。したがいまして、運用環境の変動等により分配金額を変更する可能性があります。

当ファンドでは、毎月15日(決算日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※上記はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記の予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。

## 最近の市場動向について

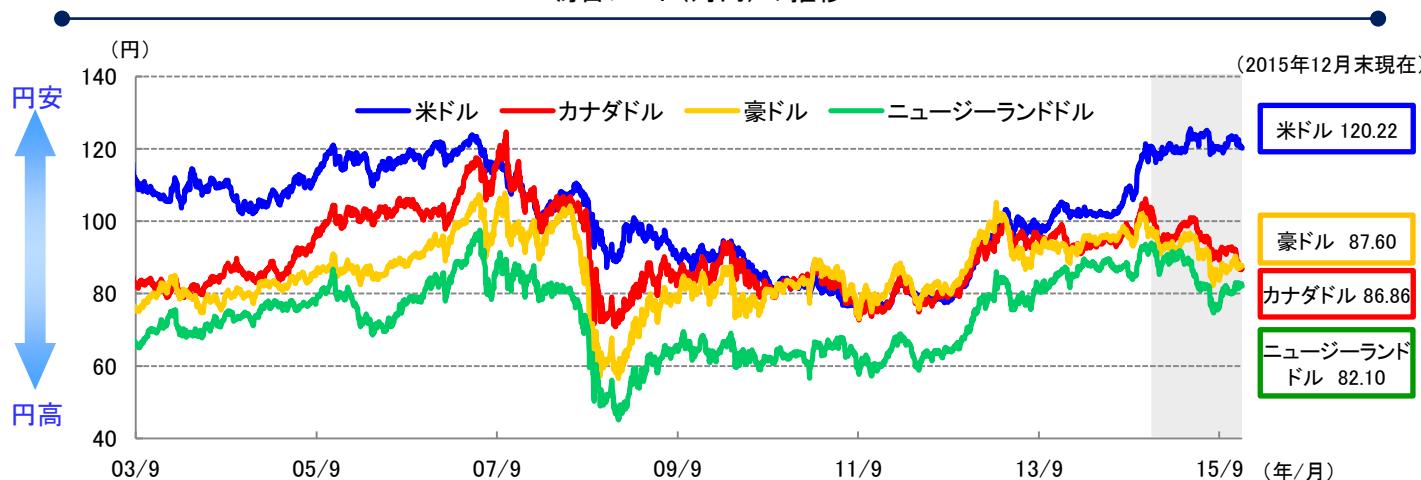
2015年の為替市場は、対円で米ドルが堅調に推移する一方、カナダドル、豪ドル、ニュージーランドドルは弱含みの展開となりました。

債券市場は、米国では2015年12月に利上げが実施されましたが、各国の10年国債利回りは概ね低水準で推移しました。

為替面では、2015年に入ってもウクライナや中東での地政学リスクに加え、原油価格の急落、米国の利上げが年内に開始されるとの観測(12月のFOMC(米連邦公開市場委員会)で利上げを実施)や中国経済の減速懸念等から、資源国関連の通貨は円に対し下落基調が続き、当ファンドの投資対象通貨のうち、カナダドル、豪ドル、ニュージーランドドルは対円で2015年は概ね10%台前半の下落幅となりました。

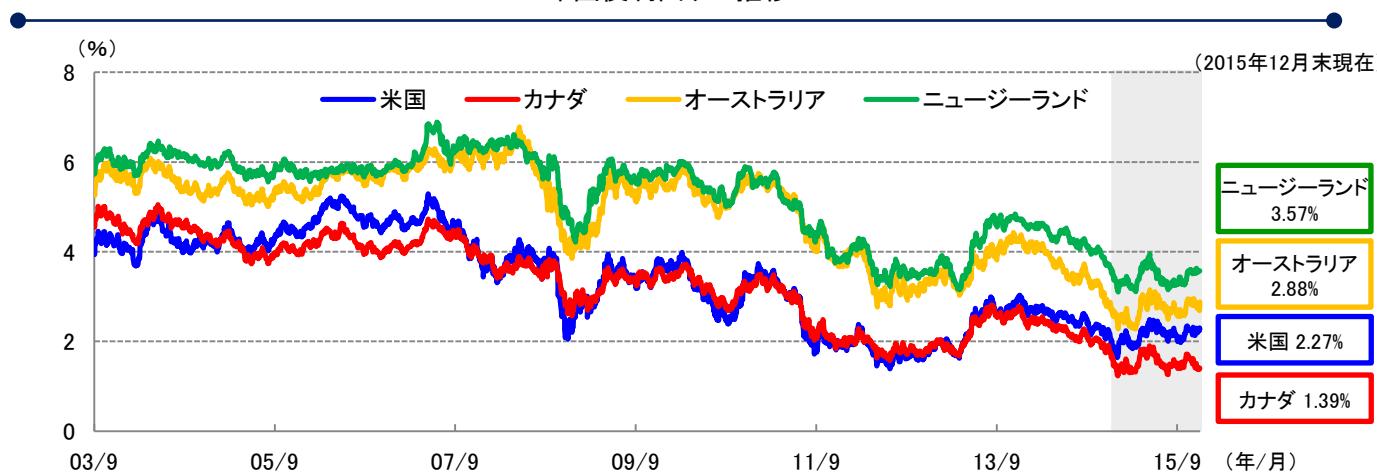
金利面では、当ファンドの投資対象4カ国の10年国債利回りは、インフレ率の低下等を背景に低水準で推移しました。

為替レート(対円)の推移



出所 : Bloombergより明治安田アセットマネジメント作成 期間 : 2003年9月末～2015年12月末

10年国債利回りの推移



出所 : Bloombergより明治安田アセットマネジメント作成 期間 : 2003年9月末～2015年12月末

※上記はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記の予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

## 今後の見通しについて

### 【為替市場の見通し】

12月に米国で利上げが実施され日米金利差拡大は米ドル高要因となるものの、今後の利上げペースは緩やかなものになることが予想され、原油等資源・エネルギー価格や株式市場等リスク性資産の動向にも左右されることが見込まれます。中期的には、日本の低金利環境による対外証券投資、海外企業へのM&A等、需給要因は引き続き米ドルをサポートする見込みです。

カナダドル、豪ドル、ニュージーランドドルは、グローバル景気や資源価格・エネルギー価格の動きに左右される展開が続く見通しで、市場変動性の上昇にも脆弱です。但し、景気回復力、金融政策のスタンスには国ごとに違いも見られ、国内要因により異なった動きになることも見込まれます。

### 【債券市場の見通し】

#### 米国

12月に利上げを実施しましたが、原油等資源価格は低迷しインフレ期待は安定していることから、今後の利上げペースは緩やかなものになることが見込まれます。世界的には金融緩和策は強化、長期化しており、引き続き、米国の金利上昇を抑制することが見込まれます。

#### カナダ

景気は安定化するとの期待はありますが、原油価格の更なる下落は重石になると思われます。このところ発表される景気指標も弱いものが散見され、今後は財政支出による景気浮揚効果が注目されます。中央銀行は、当面、政策金利を据え置くことが見込まれます。

#### オーストラリア

このところ発表される景気指標は良好で、中国景気の安定化への期待もプラスに働いています。中央銀行の利下げ観測は後退しましたが、鉄鉱石価格は低迷しており、また、低水準の賃金の伸びと低インフレにより、中期的には追加利下げ期待は残存するものと思われます。

#### ニュージーランド

景気は、住宅市場が全般に活況で、企業や消費者の信頼感も回復傾向となっており、安定化する兆しが窺えます。但し、交易条件は再度悪化し、雇用・所得環境も低迷しており、インフレ圧力には乏しい状況です。中央銀行は12月に利下げを実施ましたが、当面、政策金利を据え置く見通しです。

※上記は月次運用レポート(2015年12月30日基準)より抜粋。

※上記はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記の予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。

※最終ページの「当資料に関するご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

## 今後の投資方針について

引き続き、投資対象国の景気や基礎的条件、財政・金融政策の変化に応じて通貨別投資比率、デュレーションなどを調整していきます。

また、金融市场全般の材料、新興国景気、資源価格、株式等リスク性資産の動向を注視してまいります。通貨別投資比率については、米ドルの高い組入比率を維持します。また、金利リスクには慎重なスタンスを維持しつつ、市場動向に応じたデュレーション調整を実施します。

※上記は月次運用レポート(2015年12月30日基準)より抜粋。

### (ご参考)景気、債券、為替の月次見通し

投資対象国	政策金利	政策金利の方向性	経済成長率(前年比)	景気の見通し	債券の見通し	為替の見通し(対円)
米国 	0.25%～0.50% (2015年12月～)	利上げ方向	+2.1% (15年7～9月)	足踏み局面 	下落後安定 	ドル高余地 
カナダ 	0.50% (2015年7月～)	据え置き局面	-0.2% (15年10月)	安定化局面 	下落後安定 	下振れ後安定 
オーストラリア 	2.00% (2015年5月～)	緩和余地	+2.5% (15年7～9月)	持ち直し局面 	下落後安定 	横這い推移 
ニュージーランド 	2.50% (2015年12月～)	据え置き局面	+2.3% (15年7～9月)	持ち直し局面 	下落後安定 	横這い推移 

※景気、債券、為替の見通しについては作成時点(2015年12月末時点)の明治安田アセットマネジメントの見通しを矢印で表示。

※上記の見通しは作成時点(2015年12月末時点)の見解であり、また、矢印はイメージであり、将来の市場動向等により変更される場合があります。

出所:Bloombergデータより明治安田アセットマネジメント作成

※上記はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記の予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

## ファンドの特色

### 特色①

#### — 先進国債券 —

環太平洋先進諸国(アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。)の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

- ・上記の4カ国に分散投資し、リスクを抑制します。
- ・ファンダメンタルズ分析、債券市場分析、外国為替市場分析に基づき、国別債券組入比率を機動的に変更します。

### 特色②

#### — 高い信用力 —

原則として、取得時の格付がA格相当以上の信用度が高いと判断される債券に投資します。

- ・組入れる債券は安全性を考慮し国債、州債、政府保証債、政府機関債、国際機関債とします。
- ・相対的に高い利回りが期待される債券に投資することにより、安定的な収益の確保を目指します。

### 特色③

#### — 毎月分配型 —

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### 【基準価額の変動要因】

パン・パシフィック外国債券オープンは、外国の債券等、値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### <主な変動要因>

債券価格変動リスク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### 【その他の留意点】

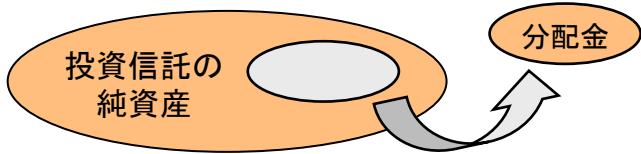
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。
- 分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することになります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

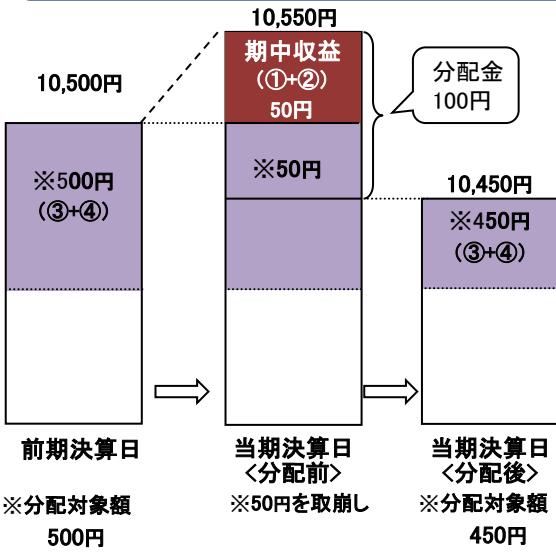


\*右図は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

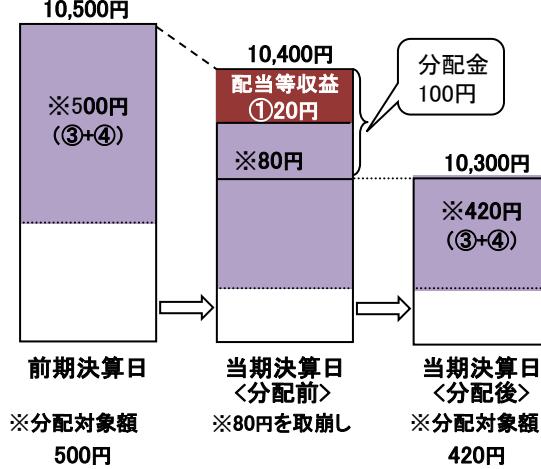
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

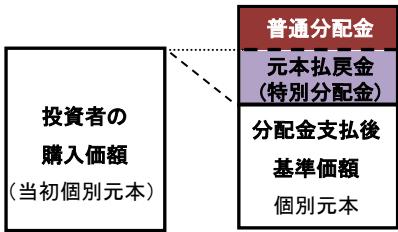
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

\*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

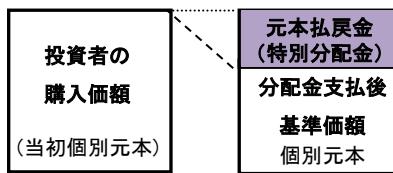
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合

### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書等)」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

\*最終ページの「当資料に関するご注意」を必ずご覧ください。

## 手続・手数料等 ※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### 【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	ニューヨークの銀行またはカナダの銀行が休業日の場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の中止及び取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2003年8月29日設定)
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	月1回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 (注)当ファンドには、「一般コース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則、電子公告により行い、ホームページ( <a href="http://www.myam.co.jp/">http://www.myam.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	2月および8月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知られている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

### 【ファンドの費用・税金】

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <u>2.7%(税抜2.5%)</u> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細についてはお申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いただきます。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 <u>年1.08%(税抜1.0%)</u> の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配分</th> <th colspan="3">料率(年率) (各販売会社の純資産総額に応じて)</th> <th rowspan="2">役務の内容</th> </tr> <tr> <th>100億円以下の部分</th> <th>100億円超300億円以下の部分</th> <th>300億円超の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.486% (税抜0.45%)</td> <td>0.432% (税抜0.4%)</td> <td>0.378% (税抜0.35%)</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.54% (税抜0.5%)</td> <td>0.594% (税抜0.55%)</td> <td>0.648% (税抜0.6%)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td colspan="2"><u>0.054%(税抜0.05%)</u></td><td colspan="2">ファンド財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2"><u>1.08%(税抜1.0%)</u></td><td colspan="2" rowspan="7">運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率</td></tr> </tbody> </table>				配分	料率(年率) (各販売会社の純資産総額に応じて)			役務の内容	100億円以下の部分	100億円超300億円以下の部分	300億円超の部分	委託会社	0.486% (税抜0.45%)	0.432% (税抜0.4%)	0.378% (税抜0.35%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価	販売会社	0.54% (税抜0.5%)	0.594% (税抜0.55%)	0.648% (税抜0.6%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	<u>0.054%(税抜0.05%)</u>		ファンド財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価		合計	<u>1.08%(税抜1.0%)</u>		運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率
配分	料率(年率) (各販売会社の純資産総額に応じて)			役務の内容																											
	100億円以下の部分	100億円超300億円以下の部分	300億円超の部分																												
委託会社	0.486% (税抜0.45%)	0.432% (税抜0.4%)	0.378% (税抜0.35%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価																											
販売会社	0.54% (税抜0.5%)	0.594% (税抜0.55%)	0.648% (税抜0.6%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価																											
受託会社	<u>0.054%(税抜0.05%)</u>		ファンド財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価																												
合計	<u>1.08%(税抜1.0%)</u>		運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率																												
信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として、監査法人に年率0.0054%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該財産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。																															
※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。																															

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※最終ページの「当資料に関するご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

## 手続・手数料等

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

### 【ファンドの費用・税金】

#### ファンドの税金

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。普通分配金に対して……………20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して ……20.315%

※上記は2015年9月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ) \*」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるには、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

\* ジュニアNISA(ニーサ)は2016年4月1日より開始される非課税制度です。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

#### ファンドの関係法人、その他

##### 【委託会社その他の関係法人の概要】

委託会社 明治安田アセットマネジメント株式会社  
ファンドの運用の指図等を行います。

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社  
ファンドの財産の保管および管理等を行います。

販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

##### 【設定・運用】

明治安田アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号  
加入協会:一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
電話番号 0120-565-787  
(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)  
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

#### 【販売会社】

●お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
銀行	株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号	日本証券業協会
	株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド(銀行)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第622号	日本証券業協会
	株式会社大光銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第61号	日本証券業協会
	株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号	日本証券業協会
	株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	日本証券業協会
	株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	日本証券業協会
	株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社武蔵野銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第38号	日本証券業協会
	株式会社静岡中央銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第15号	日本証券業協会
	株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	日本証券業協会
	株式会社愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号	日本証券業協会
	株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	日本証券業協会
	株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	日本証券業協会
	株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号	日本証券業協会

## ファンドの関係法人、その他

	販売会社名	登録番号	加入協会
銀行	株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第48号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社三菱東京UFJ銀行 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
証券会社	岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
	マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
	極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	SMBC日興証券株式会社 (ダイレクトコース専用)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
	浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	日本証券業協会
	フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	日本証券業協会
	ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	日本証券業協会
	明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第185号	日本証券業協会
保険会社	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	日本証券業協会
	池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	日本証券業協会
保険会社	カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
	明治安田生命保険相互会社 *	登録金融機関 関東財務局長(登金)第123号	日本証券業協会

\* 現在、新規の販売を停止しております。

### 【当資料に関してご留意いただきたい事項】

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します(外貨建資産を組入れる場合は、為替変動リスクもあります)。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ、数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。